



自民党の「9条2項維持案」への疑問 (老生の嘆き)

宝珠山 昇

読売新聞の2018年(平成30年)2月20日朝刊の「スキャナー」に「9条2項維持集約図る・自民議員改憲条文案」が掲載されていた。半世紀以上、種々の妨害に直面しながら、解釈改憲の下で、自衛権行使体制の充実・向上に直接・間接に関わってきた老生の率直な感想を述べさせていただきたい。

「9条2項削除案」二つは、これまで自主憲法案などで示されていたものであり、いわゆる文民統制に触れられていない点と「国会発議」の可能性に難点があることを除けば、望ましいものであろう。

しかし、「9条2項維持案」五つには、国権の最高機関の構成員の案としては大きな疑問・疑念を持たざるを得ない。

○ 特に、9条2項維持案のうち、3項に「前項の規定は、自衛のための必要最小限度の実力を保持することを妨げない」と明記する案、及び、「前2項の規定は、自衛権の発動を妨げない」と明記する案は、理解しがたい

憲法が、自衛権の発動、そのための実力の保持を妨げないものであることは、自然法の根本理念、憲法や国際法の前提理念であり、憲法の前文にも明記されていることである。

更に、このことは、1959年(昭和34年)12月16日のいわゆる砂川事件の最高裁大法廷判決において、自衛権は主権国家の固有の権利と明言されているものでもある。

このこと、即ち、憲法の前文にも書いてあることを、9条の3項に、追加・明記する案、言い訳・注釈に過ぎないものを盛り込む案、を提出する言動は、自衛隊加憲の意義への認識、配慮も欠き、全く理解しがたい。

先人は、「自衛権は主権国家の固有の権利である」ことを前提として、昭和32年5月閣議決定の「国防の基本方針」にも明記してあったとおり、「国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備」し、「国の独立と平和を守り、国の安全を保つ」努力をしてきたのである。

○ 3項か「9条の2」を追加し、「国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための組織を置く」と明記、との案も、3項を追加し、「我が国の平和と安全、国民の生命、財産を守るため、必要な自衛の措置をと



国際平和戦略研究所

る内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛隊を保持する」と明記、との案も、2項との論理的矛盾を解消し得ず、現在の憲法体系に入れがたいものであろう。

○ 5番目の66条2項に「内閣は自衛隊を自衛のための実力組織として有することができる」との文言を追加、との案は、論外のものであろう。

○ これらの発案者は、(1) 上から目線が強すぎるのではないか、(2) 国政の指導層は身命を懸ける困難な防衛任務を、国民・青年が誇りをもって負担してくれるよう環境・制度を確立する責務を負う公僕であることの自覚が欠けているのではないか、(3) 自衛権を行使することに、後ろめたさ・やましさを、国民に感じさせようとしている、植え付けようとしているのだろうか、(4) 自衛隊加憲の意義を全く理解できていないか、無視しようとしているのだろうか、(5) 先人、国民、憲法等を愚弄しようとしているのだろうか、等とさえ感じる。

○ 以上の4つの案のうち、4番目の案を除き、自衛のための実力組織を置く等としながら、その文民統制について全く触れていないのも不十分であらう。

○ なお、上記の「自衛隊加憲の意義」とは「自衛隊の正当性を（憲法に）明文化・明確化することは我が国の安全の根幹だ」（2月5日の衆議院予算委員会における安倍首相の答弁）の趣旨である。

別言すれば、内外の国難への対応策（注1）として欠かせない防衛力は六要素の積（注2）であり、この積を将来にわたって継続的・安定的に内外情勢・軍事技術の変化に的確に対応して充実する趣旨である。

注1：上記中「内外の国難への対応策」とは、国内的には、少子高齢化、人口減少、自己第一主義の繁茂などへの対応策、国際的には、多極化、自国第一主義の顕在化、米国の力の相対的低下、中国の拡張主義、ロシアの復活、朝鮮半島の混迷などへの対応策、等の意味を込めたものである。

注2：上記中「防衛力は6要素の積」とは、防衛力は、知力、人力、装備力、補給力、施設力、訓練力の6要素の積であるとの認識を言う。これらの整備・育成には長年月を要するものであり、いずれか一つに不備があれば防衛力は不十分となり、任務の達成度は低下する。少子高齢化、人口減少などの環境下では、根幹である人力の質と量の確保に、これまで以上の困難が予想され、この積の増大の隘路となる可能性がある。



国際平和戦略研究所

○ なお、スキヤナーの記事中に『自衛のための必要最小限度』などの新たな文言が憲法に加わることで、自衛権行使の範囲が現行解釈と変わらないかどうか、論争を呼ぶ可能性がある」などとの指摘がある。

しかし、これは、これまで、常に繰り返されてきたもので、新たに加わるものではない。戦後の安保・防衛論争はこれらを巡るものであったと言っても過言ではあるまい。最近の平和安全法制を巡る論議もその一つである。

自衛権行使の必要最小限度などを、具体的に憲法は言うまでもなく法律でも、政令でも、明記、公言、公表などすることは、不可能、不適當なものであろう。その時の内外情勢・環境、保有し得る能力、等を総合的に勘案して、(自由民主主義国家では) 国権の最高機関が最終的に判断すべきものであろう。

国家、民族、組織体、個人にとって、その固有の自衛権の行使の具体的限度を自覚し、常々論議することは、生存本能に付随するもの、永遠の課題であらう。

○ 本稿に関連する小生の眩きについてご興味をお持ちいただける方は、「頂門の一針」4388号(2017年6月19日)の「安倍総裁提案の改憲に期待」、同4501号(2017年10月30日)の「改憲勢力の増大を喜ぶ」、同4596号(2018・2・4)の「憲法改正の発議＝国会議員の責務など」、同4605号(2018・2・13)の「自衛隊加憲の発議を期待」、同4610号(2018・2・18)の「九条の二・自衛隊加憲私案」や、
[<http://natdef.exblog.jp/>]の憲法改正の項などを参照いただければ幸いです。(2018年2月25日記)